



# 基になる情報

令和8年2月号

定期的に、大町労働基準監督署から旬の情報をお届けします。

大町労働基準監督署

## ◎：安衛係からのお知らせ

### 緊急事態！大町署管内で死亡災害多発！ ～令和7年は12年ぶりに死亡者4人！～

令和7年が終了し、新しい年になりました。今年もよろしくお願ひいたします。

今月号では、新年早々大変残念なお知らせを掲載いたします。

令和7年10月末までの大町労働基準監督署管内における死亡者は3人でしたが、令和7年11月に発生した交通事故により、さらに1人の労働者の方が亡くなりました。これにより、令和7年の大町労働基準監督署管内における労働災害による死亡者数は4人（令和7年12月末現在）となってしまいました。死亡者数が4人となるのは、平成25年以来、12年ぶりとなり、令和7年は死亡災害が多発した年となってしまいました。

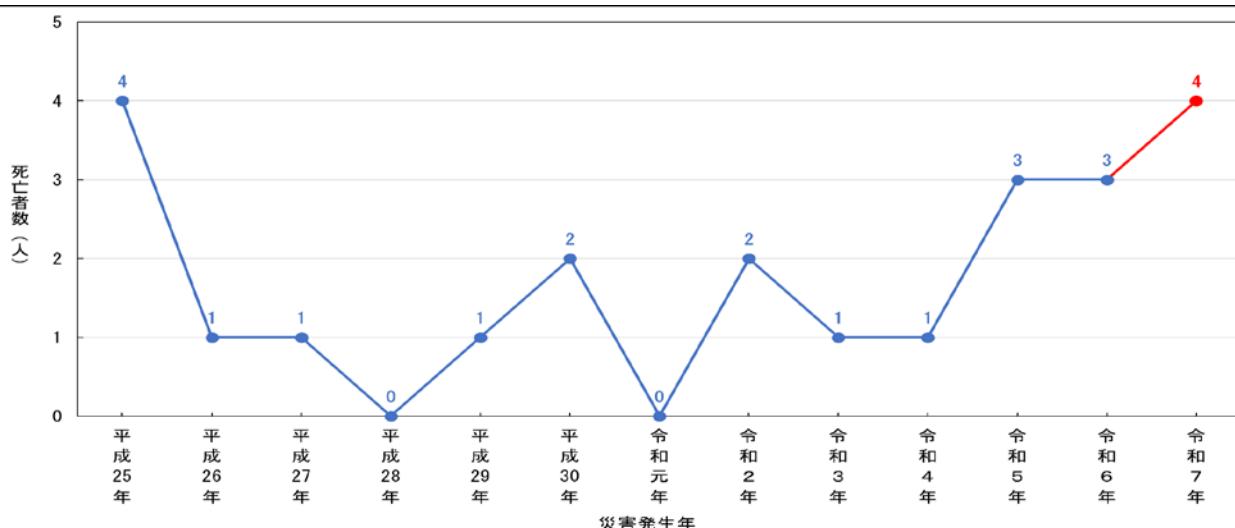


図1 大町労働基準監督署管内における死亡者数の推移

また、令和7年の長野労働局管内での死亡者数は、11人（令和7年12月末現在）になるため、長野県内で発生した死亡災害の3分の1以上が大町労働基準監督署管内で発生しているという状況となっております。

大町労働基準監督署管内で発生した死亡災害の内容は次のとおりです。

表1 令和7年に大町労働基準監督署管内で発生した死亡災害の概要

業種	災害の型	災害の概要
土木工事業	墜落・転落	ドラグ・ショベルで道路の補修工事を行っていたところ、道路が崩落してドラグ・ショベルごと転落。
社会福祉施設	墜落・転落（推定）	階段下で倒れていた労働者が発見された。
土木工事業	墜落・転落	ドラグ・ショベルで仮設通路を整地していたところ、路肩からドラグ・ショベルごと転落。
農業	交通事故	交差点で横から走行してきた乗用車と出会い頭に衝突。

上記のとおり、いずれも「墜落・転落」と「交通事故」によって亡くなっています。「墜落・転落」も「交通事故」も死亡災害に直結する危険な災害になります。特に、「交通事故」については、大町労働基準監督署管内では、令和6年にも3人の労働者が亡くなっています。2年連続で死亡災害が発生しております。また、「交通事故」が発生しやすい時季になりましたので、どの業種でも十分注意する必要があります。

令和8年は死亡災害をゼロにできるよう、今一度、各災害の対策をしっかり講じましょう！

## ◎：労災係からのお知らせ

### 建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は

事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

#### ◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。（裏面＜参考＞を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（＊）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（＊）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

#### ◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

① 事業職の労働者を雇用していない場合でも建設業從事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。

※ ただし、組織的に独立した事業が他のある場合を除きます。

③ 適用業種については主たる業態により判断されます。

④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出動簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数・時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務で負傷（疾病含む）した場合は事務所等労災の保険関係で労災請求してください。

#### ◆ 成立手続と保険給付に関して…

所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。

未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。

成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は→



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### ＜参考＞

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務（＊）を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く）

（注）なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。（ただし、事業として行っている場合は除く）

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業（工期の定めなし）を他の業務の合間を利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。（建設の態様）となる業務であっても工期の定めがなければ「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。）

\*以上①～⑤はあくまで一例です。

### ＜建設業の事業主の皆さまへのお願い＞

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

- ① 労働保険の年度更新では、

ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係（労災）  
イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」（継続事業）の保険関係（労災）  
ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

- ② 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合（疾病含む）は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

## ◎：総合労働相談コーナーからのお知らせ…カスタマーハラスメントに関する企業の責任

企業及び事業主として適切な対応をしていない場合、被害を受けた従業員から責任を追及される可能性があります。以下の事例は、保護者による教諭に対する理不尽な言動があつた際に、当該教諭の管理監督者である校長に損害賠償責任が追及された事例です。

**裁判例**…カスタマーハラスメントに対して不適切な対応をとったことで賠償責任が認められた事例（一般企業事例に類似するもの）。

**事例①**：市立学校の教諭が児童の保護者から理不尽な言動を受けたことに対し、校長が教諭の言動を一方的に非難し、また、事実関係を冷静に判断して的確な対応をすることなく保護者の勢いに押され、専らその場を穩便に収めるために安易に当該教諭に対して保護者に謝罪するよう求めたことについて、不法行為と判断し、小学校を設置するA市及び教職員の給与を支払うB県は損害賠償責任を負うと判示された（平成30年判決）。

一方で企業としてカスタマーハラスメント対策を十分に講じていたことで、安全配慮義務を免れた事例もあります。

**裁判例**…顧客トラブルへの対応を十分行っていたことで企業の賠償責任が認められなかった事例（平成30年判決）。

**事例②**：買い物客とトラブルになった小売店の従業員が、会社に対し、労働者の生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮を欠いたとして、会社に対し損害賠償請求を求めた。それに対し、被告会社は、誤解に基づく申し出や苦情を述べる顧客への対応について、入社時にテキストを配布して苦情を申し出る顧客への初期対応を指導しサポートデスクや近隣店舗のマネージャー等に連絡できるようにして、深夜においても店舗2名体制としていたことで、店員が接客においてトラブルが生じた場合の相談体制が十分整えられていたとして、被告会社の安全配慮義務違反は否定された。